

でじま・くにくさ短期入所生活介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人あと会が開設するでじま・くにくさ短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（特別養護老人ホームでじま・くにくさにおいて空床利用型として実施するものを含む）（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所では、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むよう支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることをめざすものとする。

2 事業所では、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得なく身体的拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して日常生活上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の所在地等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 でじま・くにくさ短期入所生活介護事業所（空床利用型にあつては特別養護老人ホームでじま・くにくさ）
- (2) 所在地 広島市南区出島一丁目18番17号（特別養護老人ホームでじま・くにくさに併設）

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容（空床利用型による場合を含む）は、次の通りとする（併設の特別養護老人ホームでじま・くにくさに必要な職員を含む）。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 医師 1名（非常勤）

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

- (3) 生活相談員 2名（常勤1名、非常勤1名）

生活相談員は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関するものを行う。

- (4) 介護職員 49名（常勤34名（うち兼務2名）、非常勤15名）

介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う

- (5) 看護職員 7名（常勤1名、非常勤6名）

看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為及び利用者の保健衛生の管理を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。

- (6) 管理栄養士 1名（常勤）

管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

- (7) 機能訓練指導員 2名（常勤1名、非常勤1名）

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練に関するものと、それに伴う介護職員への指導などを行う。

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者定員は次のとおりとする。

- (1) 併設型 10名（10人×1ユニット、ユニット型個室10室）

- (2) 空床利用型 特別養護老人ホームでじま・くにくさの定員90名以内（10人×9ユニット、ユニット型個室90室）

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 事業所のサービスは、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に応じて行う入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話、また、栄養管理とする。

2 栄養管理の評価は管理栄養士体制とする。

(利用者負担の額)

第7条 事業所は利用者から次に示す利用料金の支払を受けるものとする。

- (1) 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスに該当するときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- (2) 介護保険給付対象外サービスにかかる利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、理美容代、行事費、健康管理費、その他の費用について、別に定める利用料金表に基づいた額とする。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市、安芸郡海田町、熊野町、府中町、坂町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していただくこととする。食費は第7条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第6条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 来訪者は必ず事務所前に設置した面会簿に記入の上、面会すること。面会時間は特に設けないが、常識的な範囲内で面会すること。なお、食べ物の持ちこみは原則として禁止する。
- (3) 消灯時間は特に設けないものとする。
- (4) 喫煙は、施設内の喫煙スペース以外できないこと。安全管理上、ライターは施設

が預かるものとする。

(5) 施設・備品の使用については次の点に注意すること。

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用すること。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復すか、又は相当の代価の支払いを受けるものとする。
- ③ 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができること。但し、その場合、本人のプライバシー等の保護について、職員は十分な配慮を行うこと。
- ④ 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできないこと。

(6) 所持品・備品等を持ちこむ場合は、マジック等で必ず氏名を記入すること。それらの整理には居室内のタンス・床頭台等を利用すること（ただし、利用者からの家具等の持ち込みを妨げるものではない）。

(7) 所持金その他の貴重品は、管理者に保管依頼するように努めること。

(8) ペットの持ち込みは、原則として持ち込めないこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、当施設職員を充てる。

(2) 火元責任者には、当施設職員を充てる。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上

(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)

② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上

③非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時

(7) その他必要な災害防止対策については、でじま・くにくさ防災管理規定に定めるものとする。

(職員の服務規律)

第12条 職員は、関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 職員は職務内容の充実と向上を図るために、月1回の職員会議に出席するものとする。

(2) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(3) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(4) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第13条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の健康管理)

第14条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止及び蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行うとともに、調理従事者は次の事項を確実に行うものとする。

(1) 調理作業に着手する前には、必ず手指を石鹼等で洗浄すること。

(2) 調理作業に着手する際は、頭髪を頭巾等で覆い、衣服は清潔なものを着用し、3日に1回更衣すること。

(3) 履物は、調理場専用のものを用いること。

(4) 調理場内において、更衣・喫煙・不潔な行為はしないこと。

- (5) 爪は常に短く切り、手指などが化膿性疾患等に罹った場合は、医師が指導する間、直接食品又は食事に関する業務は行わないこと。
- 3 管理栄養士、栄養士、調理員等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 施設内の清掃、環境の美化に努めるものとし、年2回、鼠族、昆虫の駆除を行う。
- 5 空調設備等により施設内の適温の確保に努める。

(苦情処理)

第16条 事業所は、提供した短期入所者生活介護または介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第17条** 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。
- 3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第18条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第19条** 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、

これを市町に通報するものとする。

(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合に関する事項)

第20条 事業所は、サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者の行動を制限する行為は行わない。

2 入所者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きは次のとおりとする。

- (1) 関係従業者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施や、身体的拘束廃止委員会を開催し、身体拘束等の必要性を検討する。
- (2) 身体拘束廃止委員会にて慎重に検討し、①切迫性、②非代替性、③一時性の三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、施設長の指示に基づき身体拘束等を行う。
- (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を作成し、利用者等又はその家族へ説明し同意を得る。
- (4) 「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録し利用者等又はその家族へ説明する。
- (5) 身体拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、身体拘束廃止委員会において継続的に検討する。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人あと会の理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月1日から一部改正する。

この規程は、平成26年 3月1日から一部改正する。

この規程は、平成26年 4月1日から一部改正する。

この規程は、平成27年 8月1日から一部改正する。

この規程は、平成29年 9月1日から一部改正する。

